

京都帝國大學法學科大學

經濟論叢

第七卷 第二號

大正七年八月一日發行

論說

我戰時利得稅ヲ論ズ(二).....	法學博士	小川郷太郎
遊民考(二).....	法學博士	瀧本誠一
相續稅批評ノ重點(三).....	法學博士	神戸正雄
さんぢかりずむ概論(二).....	法學士	河田嗣郎
植民地統治ノ形式ニ就テ(二).....	法學士	山本美越乃
黃宗羲ノ政治經濟思想(二).....	法學士	小島祐馬
露國ニ於ケル新まゝるくす主義(二).....	法學士	米田庄太郎

時事問題

支那ノ金本位問題ニ就テ(二).....	法學博士	戸田海市
救濟事業ノ調査ニ就テ.....	法學博士	神戸正雄
救濟調査會ニ就テ.....	法學士	櫛田民藏

雜錄

飯島學士譯經濟學原論ヲ讀ム.....	文學士	高田保馬
戰費調達問題(二).....	法學士	小島昌太郎
赤穂ノ搦田(二).....	法學士	本庄榮治郎
通貨膨脹卜物價騰貴.....	法學博士	神戸正雄

相續稅批評ノ重點(二、完)

神戸 正雄

第二段 相續及隨テ相續稅ニ對スル家族の見解

(一)然ルニ此相續ハ又之ヲ純箇人的ニ見ズ、家族的ニ見ルコトカ出來ル(註二八)。ソシテ此見方ハ決シテ日本ニ限ツタコトデハナク、歐米ニモ行ハルル。其家族ノ範圍ハ併シ今日デハ餘程狭クナリ、殆ト親子夫婦間位ニ限ラルルコトニナツテ居ル(註二九)。此等ノ者ノ間ニノミ道義上及經濟上密着不可離ノ連絡ノアルコトガ多ク、之ヨリ遠キ親族トナルト單ニ多少ノ道義上ノ關係連絡ガアルノミデ、其モ餘リ遠クナルト他人ト共ニ國民共同ト一致スルニ至ル。今斯カル見地カラ相續及相續稅ヲ見ルト、

(註二八) うんぶんばはは法定相續ハ家族帯トイフ自然的基础ヨリ出發ストイフ。尙ホ前掲註一一参照、しえゝる、ほんめゝすはいむ、しえゝー、ぶあいふあー說皆ナ家族ヲモ考慮シテ相續稅ヲ說クモノデアル。

(註二九) せりぐまんハ曰ク、家族自覺ハ今日ハ唯最近キ親族ニノミ及ブト、しえゝるモ亦曰ク、實際ノ道義的且ツ經濟的關係ノ自覺ハ吾人ノ近世社會ニテハ最近ノ親等以上ニハ及バナイト。

(A) 子孫ハ自然的ニモ、隨フテ道義的ニモ親ノ人格ノ延長ト見ルコトガ出來(註三〇)、夫婦ハ少クトモ道義上同一人格ト見ルコトガ出來(註三一)、而シテ親子夫婦ハ經濟上ニモ同一單位ニ屬シ從來

33) Umpfenbach, a. a. O. S. 370.

34) Seligman, l. c. p. 123. Scheel, a. a. O. S. 37.

相續財産ヲ一緒ニ享樂シタコトガ多イ(註三二)。其ノ然ラザルコトモ往々ニシテ之アルガ、其デモ道義上ノ連絡ハ強イ。少クトモ強カルヘキモノデアアル。隨フテ彼等ノ間ノ相續ハ財産ノ異人格間ノ移轉ト見ルベキデハナクテ、同人格中ノ名義改定トデモイフベキデアアル。隨ツテ九ツ切り別異人間ノ無償偶然ナル財産移轉トハ打ツテ變ツテ、課税ナドスヘキモノデナイ。此場合同人格中ノ異動ニヨリテハ新ナル給付能力ガ生ジャウガナイ。彼等ノ心持デハ相續者モ相續財産ニツキテ被相續者ト共同ノ所有者位ニ考ヘテ居ルノガ通例デアアル(註三三)。共同所有者ノ代表者タリシ者ガ死シタル爲メニ、殘ツタ者ガ財産ヲ自由ニ處分スルノ力ヲ得タトイフコトハアル(註三四)。隨フテ彼ノ心理上カラ何等給付能力ニ増加スル所ナシトハイヘヌニセヨ、全然他人カラ財産ヲ受ケタトハ異ツタ心持ナルコトハ爭フヲ得ナイ。此場合ニ給付能力ガ生ジタリト見テモ其ハ他ノ場合ヨリモ薄弱ナモノタリトイハナケレバナラス。特ニ相續者ガ前ニ被相續人ヲ助ケテ其財産ヲ作り上ケシメタ場合(註三五)ナドニハ一層此事ガ當ル。其ヲ得タトテ彼ニ於テ一向ニ新シク餘裕ヲ生ジタトハ感ジナイコトデアラウ。或ハ又被相續人ノ死ンダ爲メニ其レダケ家族内ニ働キ手ガナクナツテ其經濟上ノ地位ヲ落スコトトナルコトガアリ得ル(註三六)。此場合ニ殘ツタ家族員ニ於テ給付能力ニ増加シタル所アリトハ感ジナイデアラウ。尤モ其被相續人ガ從來別ニ人的所得ヲ有タズ、特ニムシロ浪費者デアツタ場合ノ如キニハ(註三七)、彼ノ死、隨テ生ズル相續ノ爲メニ被相續人ノ經濟上ノ地位ガ良クナリ、又ハ不良トナラスト考エラルル場合モアルガ、併シ然ル場合ハ實際少カラウ。唯ダ親子間ニテモ別居シテ經濟ヲ立テ獨立生活能力ヲ有ツタ者ガ相續人トナル場合ニハ相續ニヨ

ツテ明ニ給付能力ヲ得タト感ズルデアラウガ(註三八)、其デモ相續人ト被相續人トノ間ノ上記ノ如キ道義關係カラシテ、共同的ノ考ガ多少支配スル故ニ、全クノ他人又ハ遠キ關係ノ者ヨリ得タトハ異リ矢張り其給付能力ハ弱イモノデアルトイハナケレバナラス。

(註三〇) しえらゝハ曰ク、小供ハ親ヨリ出テテ親ノ人格ヲ繼承スルモノデアルト。³⁵⁾

(註三一) ふなつげハ曰ク、相續財産ノ一部ニツキテノ妻ノ權利ハ、死者ノ人格ノ道義的及經濟的單一ニ基ク。此死者ノ權利ノ相續ニ基カナイ。隨フテ此ニ於ケル相續税ハ辯護スルヲ得ヌト。³⁶⁾

(註三二) うんぶえんばつは曰ク、直系尊卑屬間ノ相續デハ國庫ノ相續權ハ及ブコトヲ得ナイ。何トナレハ此ニハ通例、既ニ被相續人ノ生存時ニ財産利用ニツキ密接ナル共同ガ存シタカラト、わぐなゝハ曰ク、小供ト親トハ從來既ニ狹キ經濟共同ヲ作り、隨フテ小供ガ親ノ財産ノ享樂ヲ受ケ、相續財産ガ小供ニ全ク新ナル物ヲ加エナイト、えゝべるヒモ亦曰ク、此場合相續ガ往々ニシテ財産増加テナイ。相續者ノ經濟的存在ノ從來ノ基礎ト一致スル。例之非獨立ナル孤兒ノ如シ。此ニテハ相續人ハ既ニ死者ノ生存中、彼ト共ニ相續財産ヲ享樂シタ。其取得ハ相續人ナ一層富マシムルコトニハナラヌト。³⁷⁾

(註三三) ばすてゝぶるハ妻ト小供トハ或意味ニテハ死者ノ財産ノ共同ノ所有者デアアル。又ハ少クトモ此相續スルノ最良ノ道義上ノ要求權サモツトイフ感情ガ今尙ホ有力デアルトイヒ、らうモ近キ親等者ハ多クハ既ニ前ニ相續財産ノ多少ノ享樂ヲモチ、之ヲ多少自分ノ物ト見テ居ルトイヒ、るつしゐゝハ實際ノ家族感情ノ存スル處ニハ、成年ノ相續者モガ既ニ其被相續者ノ死ノ前ニ、多少共同所有者ト感シタリトイヒ、めんつハ最近親ノ宥恕ノ國民ノ確信ヲ支配スル家族財産ノ共同ニ關スル觀念デ、獨逸民法ニテモ認メタルモノヲ斟酌シタノデアルトイフ。³⁸⁾

(註三四) ほんめるすはいむハ曰ク、相續ハ多少ハ常ニ相續人ノ致富ヲ表ハス。相續人ガ從來經濟關係ニテ被相續人ニ從屬シタリシ時ニテモ然ツデアアル。何トナレバ小供ノ人的給付能力ハ此場合ニモ父ノ勞働所得ノ無クナルニ拘ラズ、父ヨリ相當ニ大ナル財産ノ歸シタルトキニハ、彼ガ今ヤ財産ノ自由處分ヲモツノ故ニ高メラルルカフト。³⁹⁾

35) Schöler, a. a. O. S. 39.

36) Vocke, Die Abgaben, Auflagen und die Steuer. S. 621.

37) Umpfenbach, a. a. O. S. 371. Wagner, a. a. O. S. 589-590. Eheberg, a. a. O. S. 311.

38) Bastable, Public finance. 3ed. p.595. Rau, a. a. O. II. S. 207. Roscher, a. a. O. S. 434. Mentz, Die Gegenstand der Erbschaftssteuer. S. 37-8.

39) Hommelsheim, a. a. O. S. 15.

(註三五) 註一〇參照

(註三六) 之ニツキ夙ニあだむすみずハ曰ク、父ノ死ハ彼ト同家ニ生活シタルガ如キ小俵ニ取リテハ稀ニ其所得ノ増加ナ件ヒ、往々ニシテ其大ナル減少ナ件ヲ。彼(父)ノ營業、役目、年金ノ損失ヨリシテアル。此損失チ、相續財産ノ一部ヲ取去ルコトニヨリテ一層大ナラシムル稅ハ發怒豎逆デアラウト。其他此ト同様ノ意味ヲ發ルル小俵ト妻トニツキテイヘルハしあんと、うむすこ、せりぐまん、ぼるぐこ、相續人トイフ詞ヲ使ツテ說ケルハ一べるぐ、こーん、こつさ、漠然家族ノ意味ニテ說ケルハにつち、ほふまん、ふあいふあーテアル。⁴⁰⁾

(註三七) うむすこハ若モ家長ノ所得ガ營業又ハ勞働ヨリハムシロ財産ヨリ生シタトキハ、其死ハ家族ノ經濟上ノ地位ニ差異チ生シナイデアアラウトイヒ、せりぐまんハ尙ホ一層精シク、家族ノ所得ガ家長ノ勞力ヨリモ財産ヨリ生ズルコトノ多クレバ多イホ下、彼(家長)ノ影響ニ歸スヘキ分前ハ小トナリ、彼ノ不在ニ歸スル損失ハ餘リ感セラレサルコトナルデアラウ。加之他方ニ家族ノ出費ハ彼(家長)ノ死ト共ニ減少スルト。⁴¹⁾

(註三八) 註二六參照

(B) 其カラ相續稅ヲ國家ノ相續權トカ 國家ノ相續ニヨリ與フル利益ノ報酬トイフモノカラ見テモ、相續特ニ狭キ家族間ノ其ハ本來最自然的ノモノデ(註三九)、國家ヲ待ツテ出來タモノデハナク、國家ニヨリ認メラレ國家ニヨリ助成サレタトイフコトハアルニモセヨ、物ノ自然ノ道理ヨリ定マツタ所也トモイヘルモノ故、之ニ對シ國家ニテ報酬ヲトルヘキ程ノ大シタ理由モナク、國家ノ相續權ノ來ル餘地モナイ。國家自身モ公共的ノ大切ナ任務ヲスルガ、家族自身モ國家ノ基礎トシテ其ヲ確固ニスルコトノ國家ノ爲メニ必要ナル(註四〇)ニ於テハ、敢テ國家ガ此ニ國家ノ相續權ヲ要求スルニハ及ハヌ。尙ホ其他ニ於テ利益報酬トシテノ租稅觀ニ缺點ノアルコトハ前ニモイヘル如

40) Adam-Smith, l. c. B. V. ch. II. pt. II. Appendix to At. I. & II. Schanz, a. a. O. S. 673, West, l. c. p. 206. Seligman, l. c. p. 134, Borch, Fw. S. 161-2. Eheberg, a. a. O. S. 311. Cohn, System d. Fw. S. 473. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 101. Hoffmann, Die Lehre von den Steuern. S. 421. Pfeiffer, a. a. O. S. 327-8. Nitti, l. c. p. 521.

41) West, l. c. p. 206 Seligman, l. c. p. 134.

クデア。其ハ今重子テ説カナイ。

(註三九) しほゝるハ曰ク、此カ國家ノ自主權ヨリ出テタ所ノ純然タル製作物テナイ。純然タル法制上ノ發見テナイ。併シ大部分深ク經濟人ノ本質及感情ニ基ク制度テ、之ガ爲メニ國家ガ唯ダ相當ナル形ヲ作ツタモノデアルト、ふなつけモ亦曰ク、國家ガ相續權ヲ作リタルコトヨリ、相續稅ノ要求ガ導カルヘキモノテナイ。相續權ハ人格ト共ニ所有權ノ生ズルガ加クニ、家族ト共ニ生ジタ。家族ガ國家ノ基礎ニシテ出發點ナルガ如クニ、相續權ガ國家ヨリモ古ク、且ツ一層原始的デア。一家族ハ家長又ハ家族員ノ遺產ノ上ニ自然的ノ權利ヲ有スルト、ぶあいふあいモ亦曰ク、小供ト小供トハ相續財產ノ自然的ノ權利ヲモツト。⁴²⁾

(註四〇) しほゝるハ家族ハ個人經濟團體トシテ凡ヘテ吾人ノ社會的及國家的制度ノ基礎ヲ作ルトイヒんめるずはいむハ之ヲ承ケ、ぶあいふあいモ亦家族ハ常ニ國家ノ基礎テ、此ナクシテハ秩序アル國家ハ想像スヘカラズトイフテ居ル。⁴³⁾

(C) 社會政策上ヨリ富メル者ノ富ヲ削リ取ルノ手段トシテ相續稅ヲ見ルトイフコトハ、或ハ他日日本ナドデモ其必要ヲ見ルコトデアラウガ、今ハ其程度ノ必要ヲ認メヌ。今此ガ必要アリトシテモ、家族トインモノヲ國家ノ大切ナル基礎ト認ムルコトヲ前提トスルト、少クトモ狭キ家族ニ屬スル相續ニハ之ヲ用キヌガ良イトイフコトニナル。特ニ社會ノ秩序ヲ維持スル上カラモ、富家ノ子女夫人ナドガ父又ハ夫ノ死ノ後ニ、相續稅而カモ重キ其ヲ課セラルルガ爲メニ、甚シク其經濟上ノ地位ヲ落スガ如キハ決シテ良イコトデハナイ。純個人觀ヨリシテハ致方モナイガ、家族觀カラハ之ヲ見逃ガスコトヲ得ヌ。初メヨリ相續財產ガ少ク、特ニ相續人ガ經濟上非獨立能力ノモノナル場合ニモ之ヲ課稅スルノハ、慙々社會的救濟者ヲ作ルコトニモナリ、尙更ラ以テ宜シクナ

42) Scheel, a. a. O. S. 44. Vocke, Fw. S. 122-3, Pfeiffer, a. a. O. S. 328.

43) Scheel, a. a. O. S. 36. Hommelshelm, a. a. O. S. 30. Pfeiffer, a. a. O. S. 324.

(D)之ヲ經濟政策上ヨリ見テモ、人々ガ夫ノ家族ヲ尊重シ其經濟的、道義的關係ノ維持ヲ計ラウトスル以上ハ、苟クモ此家族精神ヲ侵スガ如キ税ハ人民ノ勉強節約ノ刺戟ヲ弱ムルモノトイハナケレバナラス。且ツヤ各人ニ本當ニ家族ヲ大事ニスルノ精神ガアルナラバ、税ナクトモ相續ニヨツテ得タモノヲ浪費スルコトナク、益々其増加ヲ計ルデアラウシ、税ノカカツタ丈ケハ其家族財産ヲ減少シ又ハ其増加ヲ小ナラシムルコトニナリ、家族ノ維持發展ノ爲メニハ税ハ無益有害トイハナケレバナラス。

(二)日本ノ家ハ西洋ノ家族ヨリモ特別ナル道義的ノ意味ノアルモノデ、通例ハ經濟上ノ意味ヲモ有ツカ、間々此關係ノ解ケタルカアル。何レニシテモ此ニ道義的ノ深イ意味ガアル。其ハ要スルニ之ニヨリ或祖先ノ起シタル家ニ屬スル者ガ切角在ル所ノ、其祖先ノ立テタ其家名ヲ維持シ敢テ之ヲ汚サヌ、益々之ヲ繁榮セシメヤウトイフ精神ヲ養ヒ、之ヲ基礎トシテ國家ヲ維持シ發展セシメヤウトイフノ精神ヲ養ハウトイフノデアアル。近頃ハ日本ニモ極端箇人主義ガ侵潤シテ、家ヲ無視スルモノモ少クナクナツタガ、ソシテ自分ナドモ一旦此ニ化セラレタノデアアルガ、段々考エテ來ルニ及ンデ、家ヲ大事ニスルトイフコトガ國ヲ大事ニスルコトト無關係デハナクテ、深キ道義上ノ意味ノ聯絡アルコトヲ見ルニ至ツタ。人心ガ餘リニ自己一身ノミノコトヲ考エテ、家トイヒ國トイヒ社會トイフモノニ對スル厚キ愛ノ念、又ハ深キ義務心ヲ忘ルルコトハ戒ムヘキコトデアアル。税法ヲ以テ之ヲ傷クルコトモ望マシクナイ。家觀カラ往クト、家長トナルノハ一ノ役目ニ就イタヤウナモノデ、財産ハ自分ノモノデアツテ自分ノモノデナイ。ムシロ家ノモノデ、家ノ爲メニ

儲ケ、家ノ爲メニ有ツト見ルベキアル。各人ガ此心ヲ以テ財産ヲ大事ニシ又努力スルコトガ行ハレタナラバ、國民經濟上ニモ亦良キ結果ヲ生ズル。家ノ道義上ノ價値ト共ニ經濟上ノ價値ヲモ認メナケレバナラヌ。西洋ノ家族觀カラ相續税ニツキ考エラレタコトハ一層多ク日本ノ家ニツキテ當ルベキデアリ、其ガ又國家全體上ニモ多分不良デナク、ムシロ有利デアルトイフコトニナル。

(三) 其處デ殘ルハ家督相續デモナク、家族ヘノ相續デモナキ相續デアルガ、

(A) 此中ニモ一定範圍ノ親族ヘノ法定相續ガアル。其ハ家族ノ場合ニ準ズルモノデ、其ノ道義的關係カラ此ニモ法律上相續ノ認メラル所デアルガ、勿論被相續人ト相續人トノ親等ノ遠クナレハナルホド相續ヲ當然トスルノ理由ガ薄弱トナリ、愈々多ク給付能力ガ生ジ、愈々多ク國家ノ相續權ヲ主張スルヲ得ルコトトモナリ、愈々多ク社會政策上、富ノ制限ヲ加フル必要モアルコトトナリ、隨テ益々重ク相續税ヲ課スルヲ至當トスルコトトナル。

(B) 若夫レ單純ナル(法定相續權ナキ者ヘノ)遺言相續ニ至テハ、相續人被相續人間ニ道義關係ナク、又必スシモ經濟關係ナク、單ニ偶然ナル私ノ愛ノ聯絡アルニ止マル故、ムシロ純簡人的ニ見テ國家ニ於テ必スシモ其相續ヲ凡ヘテ認ムルニハ及バヌ。餘程念入レニ其國家の必要ニ照シテ之ガ當否ヲ考エ、特ニ其ノ之ヲ認ムル度合ヲ定メル。勿論各人ノ意思ヲ成ルヘク尊重スルコトガ、各人ノ努力ヲ進メテ國民經濟上望マシキモノトハナルガ、他方ニハ之ガ爲メニ過大ナル富者ヲ生ズルコトハ社會政策上好マシカラザルノ故ニ制限スヘシトイヒ得ルシ、更ラニ其處ニ給付能力ノ明カニ生ズルコトニ考ユ、且ツ國家ノ相續權ヲ主張スル理由ノ大イコトヲモ稽エテ重キ相續税ヲ

課スルコトトナルヘキデアアル。家族の見解ハ此ニハ及バナイ。

結 論

上來説キ來レル兩見解ハ相牴觸シテ居ルガ、其ノ孰レニモ眞理ガアリ、一方ノミ揚ケテ他方ヲ排スル譯ニ往カヌ。法制モ亦此兩者ヲ加味シテ居ル。其加味ノ仕方如何又ハムシロ其一方ニ偏重スルヤハ全ク國民及時代精神ニヨル所⁴⁵⁾デ、大勢ガ益々純簡人的の見解ニ向ヒツツアルコトヲ疑ハヌガ、西洋デモ親子夫婦ノ間ノ家族ニ特別ノ意味ヲ與フル觀念ガ尙ホ多少存續シ、日本ニハ殊更ラ家ノ維持ガ大事トセラレテ居リ、其ニ或貴キ意味モアルコト故、其ヲ一朝ニシテ破壊スルコトハ出來ズ、又破壊スヘキモノデモナイ。デ日本デ相續稅ヲ定メルトシテモ家督相續ト親子夫婦間ノ相續トヲ全然課稅セザルコトトスルニハ及バヌガ(註四一)、必ズ相當ニ輕ク之ヲ課稅スルコトトシ、其他ノモノニハムシロ相當ニ重ク課スルコトトスヘキモノデアラウ。予ハ此見地ニ立テ今日ノ我邦ノ稅法ヲ大體適當ト認ムルガ、唯ダ直系尊卑屬配偶者以外ノ遺產相續ノ稅率ハモツト大ニ高クシテ然ルヘキデアラウト思フ。其他ニ於テモ大體モツト高クセヨトノ論ニ反對デアルト同時ニ、之ヲ廢止セヨトカ之ヲモツト低クセヨトノ論ニモ反對デアアル。

(註四一) わぐな一モ最近親等ノ相續人ニモ原則上相續稅ヲ課スヘシトイヒ、につち、こ一ん、こつき等ハ之ヲ低ク課スヘシトイフ。⁴⁶⁾

尤モ⁴⁷⁾わいふわいハ直系尊屬ニハ之ヲ課スヘカラストイフ。實例ニテモ羅馬ノ相續稅タル *Vicesima hereditatum* ハ初メハ直系尊屬ヲ免稅シタ⁴⁸⁾。獨逸帝國モ現ニ直系尊屬ト配偶者トヲ免稅スル。尤モ英佛埃伊瑞西ノ多クノ州等ハ之ヲ免稅シナイ。⁴⁹⁾

45) Roscher, a. a. O. S. 435.

46) Wagner, a. a. O. S. 591. Nitti, J. c. p. 521-2. Cohn, a. a. O. S. 471. Cossa, a. a. O. S. 102.

47) Pfeiffer, a. a. O. S. 328.

48) Pfeiffer, a. a. O. S. 308. Ran, a. a. O. I.S. 371. Bastable, l. c. p. 591.

49) Hommelsheim, a. a. O. s. 80. 81.